

令和6年度 保健福祉部の重点方針の概要

基本方針

■ 新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けた取組を進めていきます。

また、在宅医療などの医療提供体制の確立や政策医療の課題解決、保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。このため、県の体制を強化し対応していきます。

このほか、人口の本格的な減少局面を迎える中で効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、DXによる「変革みやぎ」の実現に向けた取り組みのほか、多様な主体と連携しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

■ 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

これまで宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきましたが、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど、被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

重点項目

1 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備



- 出会いの機会の拡充による結婚支援、ライフプラン形成支援
(主な事業：若い世代への少子化対策強化（「みやマリ！」等）、少子化対策市町村支援、地域子ども・子育て支援事業)
- 妊娠・出産・子育てに関する支援、障害児支援体制の強化
(主な事業：結婚応援パスポート・子育て支援パスポート普及、不妊治療医療助成、不妊検査費用助成、産後ケアサービス受け皿確保、授乳室設置促進、新生児マススクリーニング検証実証、多様な子どもの安心子育て支援事業)
- 保育所待機児童の解消、保育人材の確保
(主な事業：待機児童解消推進、認定こども園移行促進、保育士確保支援事業)

2 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築



- 家庭の貧困など様々な困難を抱える子どもへの支援
(主な事業：子どもの貧困対策（子ども食堂等）、学習支援事業、ヤングケアラー支援体制整備)
- 児童虐待対応から自立支援までの切れ目のない支援
(主な事業：児童虐待防止強化、退所児童等アフターケア事業、児童相談所音声マイニングシステム運営)
- 里親制度の普及促進や、里親への支援体制強化
(主な事業：里親等支援センター、里親委託等推進事業)

3 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進



- 地域共生社会の実現に向けた取組への支援の推進
(主な事業：地域共生社会形成推進事業)
- ひとり親家庭に対する就業支援等による自立支援、生活困窮者への自立支援の推進
(主な事業：ひとり親家庭等自立促進対策、生活困窮者自立支援、生活福祉資金貸付事業)
- 障害者等の就業・生活支援の推進
(主な事業：働く障害者の官民応援による共生社会推進事業、ひきこもり等就労困難者のための中間就労の場づくり事業)

4 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供



- 全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制づくり・歯と口腔の健康づくり
(主な事業：スマートみやぎプロジェクト、みやぎの食環境づくり推進事業、歯科保健対策事業)
- 総合的ながん対策の推進、脳卒中・心臓病等対策の推進、国民健康保険の安定した制度運営
(主な事業：がん対策総合推進、がん患者生殖機能温存治療助成、循環器病対策推進、国民健康保険事業)
- 医療人材の確保と地域医療体制の整備、救急医療体制の整備促進
(主な事業：勤務環境改善、女性医師就労支援、病床機能分化・連携推進基盤整備、病床機能再編支援、仙台医療圏地域医療構想推進、新興感染症等発生対策、救急医療施設運営事業)
- 地域包括ケアシステムの深化・推進、認知症ケアの推進
(主な事業：地域包括ケア総合推進・支援、認知症地域ケア推進、認知症対策事業)
- 介護人材の確保・養成・定着支援と、介護基盤の整備促進
(主な事業：介護人材確保対策緊急アクションプラン（特定技能外国人支援等）、地域密着型介護基盤等整備事業、特別養護老人ホーム建設等支援)

5 安心して暮らせる社会の実現



- 障害を理由とする差別の解消、障害福祉サービスの提供体制の整備推進
(主な事業：障害者差別のない共生社会推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進、障害者アートを通じた相互理解促進、医療的ケア児支援体制整備推進事業、発達障害児者総合支援、移行期医療支援体制整備)
- ひきこもり状態にある方の社会参加の支援・孤立防止、自死対策の推進
(主な事業：ひきこもり支援推進、自死対策強化、自死対策事業)

6 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

- 被災者の見守り活動と相談対応、支え合い体制づくりの支援
(主な事業：被災地域福祉推進、生活福祉資金貸付事業（震災対応分）)
- 心のケアの推進と人材確保・育成支援
(主な事業：心のケアセンター運営事業、被災地精神保健対策事業)
- 子どもたちの心のケア、震災で親を亡くした子どもたちの支援
(主な事業：子どもの心のケア推進、里親等支援センター、親子滞在型支援施設事業)

*** 保健福祉部における働き方改革の推進 ***

【目指す姿】

- ◇ 組織活性化による県民サービスの向上と、職員が健康で充実した時間を過ごす。
- ◇ 様々な事情を抱える職員を含め、全ての人材が活躍できる環境をつくりあげる。

【働き方改革の3本柱】

「DX推進による生産性の向上」「柔軟な働き方の推進」「職員の意識改革」

- ・時間を大切にする風土づくり
- ・仕事の効率性を評価する環境の整備
- ・個々の職員の能力・方法に依存しない組織的な働き方の実現
- ・各職員の事情に応じた働く時間・場所・方法の選択肢の充実
- ・プライベートの充実とリフレッシュ機会の創出

(具体的な取組) テレワークの実施、会議運営の見直し、アウトソーシングなどの業務改善等

第9期みやぎ高齢者元気プラン<概要版>

令和6年6月11日
長寿社会政策課

計画策定の趣旨

- 県の高齢者福祉施策の方向性を明らかにし、地域の抱える課題解決に向けた積極的な市町村支援や各種事業の推進を図ります。

計画の位置付け

- 高齢者福祉計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定します。
- 県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の下、地域福祉支援計画や関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、「宮城県地域医療計画」等との整合を図っています。

計画の期間

- 令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで

計画の理念と目標

1 基本理念

高齢者が 地域で 自分らしい生活を 安心して送れる社会

2 基本的目標

みんなで支え合
う地域づくり

自分らしい生き
方の実現

安心できるサー
ビスの提供

目指すべき社会の姿

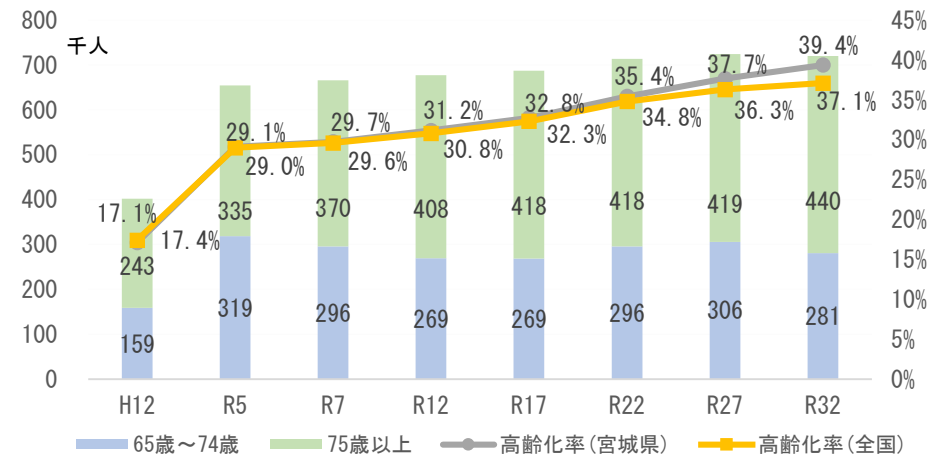
- 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて深化・推進し、高齢者を主体として障害のある人や子どもも視野に入れた地域共生社会の実現を目指します。

高齢者福祉圏域

- 保健医療サービスと福祉サービスとの連携を確保する観点から、高齢者福祉圏域を宮城県地域医療計画で定める二次医療圏と同じ4圏域としています。

県内高齢者の現状等

■ 県内の高齢者人口と高齢化率の推移



資料：令和5年まで県長寿社会政策課調べ（各年3月末時点）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計（令和5年推計）（各年10月1日時点）

施策体系 ～3つの目標と9つの施策の柱～

基本的目標 ① みんなで支え合う地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域包括ケアシステムの普及啓発と地域毎の課題解決支援
- ヤングケアラーや精神障害者の介護など複雑な課題を抱える家族の介護負担軽減の取組推進
- 地域包括支援センターの役割周知と運営状況の把握
- 効率的、効果的な地域包括支援センターの機能強化のための保険者支援
- 地域ケア会議などへの専門職派遣や研修会による地域包括支援センター職員の資質向上支援
- 地域包括ケアシステム関係機関同士の連携・協働の推進
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築支援
- 高齢者福祉圏域及び圏域をまたぐ広域連携が必要な事項の検討・支援

(2) 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

- 地域住民による支え合い活動や地域コミュニティの構築の推進
- 地域全体への自立支援・介護予防・重度化防止に関する普及啓発
- 日常生活支援体制の基盤整備に向けた市町村への伴走型支援
- 総合事業と生活支援体制の整備
- 総合事業を基盤としたフレイル予防・介護予防事業の推進
- 多様なニーズに応じた通いの場の充実、就労的活動などの社会参加促進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る市町村支援
- 地域共生社会の実現に向けた市町村の包括的支援体制整備支援

(3) 安全な暮らしの確保

- 大規模化・多様化する災害への対策の強化
- 災害や感染症に対する平時からの関係機関等との連携
- 地域ぐるみの見守り体制の構築や高齢者を狙った消費者被害対策
- 地域社会全体における高齢歩行者の交通安全に配慮する意識の醸成

基本的目標 ② 自分らしい生き方の実現

(1) 認知症の人にやさしいまちづくり

- 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を発揮し互いに尊重しつつ支え合いながら共生する社会づくりの推進（認知症基本法）
- 社会全体での認知症への正しい理解の推進と本人発信の支援
- 認知症サポーターを中心としたチーム・オレンジの構築の推進
- 早期発見と早期対応の促進（[空白の期間]を埋める体制づくり）
- 認知症介護基礎研修などの研修受講体制の整備
- 本人と家族の一体的支援とピアサポートの充実

(2) 生きがいに満ちた生活の実現

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織への活動支援
- 高齢者の自己実現や社会参加の希望が叶う環境の確保
- スポーツや教育活動を通じた世代間交流の促進
- 介護ボランティアなど元気な高齢者を含む多様な人材の福祉・介護分野への参入促進

(3) 自分らしく生きるための権利擁護

- 市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての計画策定支援
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備づくりを支援する協議会の設置
- 成年後見制度の利用促進に向けた市町村や専門職、介護サービス事業者との連携の強化促進
- 虐待事例の相談や通報に対する的確な対応
- 虐待防止対策の推進に向けた介護施設への運営指導や研修機会の確保

施策体系 ～3つの目標と9つの施策の柱～

基本的目標 ③ 安心できるサービスの提供

(1) サービス提供基盤の整備

- 住み慣れた地域で柔軟に対応できるサービスの整備支援
- 圏域ごとの介護ニーズと高齢化の進行を見据えたサービス量の適切な施設整備
- 大規模改修等による老朽化した施設の長寿命化等の支援
- 介護保険の居宅サービス提供体制の充実と質の向上
- 地域密着型サービスの提供体制の充実に係る市町村への支援
- 自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者への入所支援

(2) 介護を担う人材の確保・養成・定着

- 宮城県介護人材確保協議会における具体的な取組の検討・実施
- 外国人介護人材の積極的な確保・養成・定着の支援
- 将来を担う若年層への体験授業等を通じた介護職に対する理解促進
- 未経験者や元気な高齢者等を対象とした介護の周辺業務を担う介護助手の参入促進による人材の確保及び職員の業務負担軽減
- キャリアに合わせた研修実施による介護職員の資質向上と人材の定着
- 小規模事業所への出前研修や介護現場のリーダーの育成支援
- 介護ロボットやICT機器導入支援による職員の業務負担軽減支援
- 処遇改善加算取得促進に係るセミナー開催等による事業者支援
- 介護サービス事業所の環境改善に向けた相談センターの設置
- 体系的、継続的な研修実施による介護支援専門員の養成

(3) 介護サービスの質の確保・向上

- 第6期宮城県介護給付適正化取組方針に基づく支援
- PDCAサイクルの推進やハラスメント対策などを含めた介護サービス事業所への指導

介護保険サービスの基盤整備

施設・居住系サービス定員数見込み

(単位：人)

| | R5年度 | R8年度 | 増減 | | R5年度 | R8年度 | 増減 |
|-----------|--------|--------|-----|---------------|-------|-------|-----|
| 特別養護老人ホーム | 13,056 | 13,331 | 275 | 特定施設入居者生活介護 | 4,071 | 4,109 | 38 |
| 介護老人保健施設 | 9,097 | 9,117 | 20 | 認知症高齢者グループホーム | 4,942 | 5,299 | 357 |
| 介護医療院 | 241 | 301 | 60 | | | | |

介護保険料の見込み

※月額

| | 第8期 | 第9期 | 増減 |
|--------|--------|--------|------|
| 県内加重平均 | 5,939円 | 6,098円 | 159円 |

第9期計画期間中の目標（抜粋）

| | 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|----------------------------------|--------------------|---------|
| 1 | 生活支援コーディネーター養成研修修了者数 | 1,029人 (R4) | 1,200人 |
| 2 | 介護予防に資する住民主体の通いの場参加率 | 8.2% (R3) | 11.2% |
| 3 | 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置 | 8市町村 (R5.10) | 全35市町村 |
| 4 | 人口の10%以上が認知症サポーター養成講座を受講している市町村数 | 19市町村 (R5.6) | 全35市町村 |
| 5 | 介護職員の人数 | 34,027人 (R4.10) | 37,488人 |
| 6 | 特別養護老人ホーム入所定員数 | 12,810人 (R5.10) | 13,331人 |
| 7 | 認知症高齢者グループホーム入所定員数 | 4,889人 (R5.10) | 5,299人 |
| 8 | 介護ロボット・ICT機器の導入事業所数 | 251事業所 (R4) | 740事業所 |

など16の目標指標を設定 ※目標値はいずれも令和8年度末

「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」の改定について

1 趣旨

▽ 法に基づき県が策定する「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」について
前期計画がいずれも令和5年度で期間満了したことから、新たな計画を策定したもの

障害者プランと障害福祉計画の関係

| 名称 | みやぎ障害者プラン | 宮城県障害福祉計画 |
|----------|---------------------------------------|--|
| 根拠法 | 障害者基本法第11条第2項 | 障害者総合支援法第89条 児童福祉法第33条の22（H30.4.1施行） |
| 性格 | 県の障害者施策に関する基本的な計画 （施策集のイメージ） | 障害福祉サービスの提供体制の確保等 に関する計画（目標・指標集のイメージ） |
| 期間 | 任意 （前回：H30-R5年度、今回：R6-11年度） | 国の指針で規定 （前回：R3-5年度、今回：R6-8年度） |
| 策定 | 国の「障害者基本計画」を基本とし、 県の障害者の状況等を踏まえ策定 | ・ 国の基本指針に即し、市町村の障害 福祉計画と整合性を図りながら策定 ・ 法に基づき第7期障害福祉計画と 第3期障害児福祉計画を一体的に策定 |
| 意見 反映 | 県の審議会（障害者施策推進協議会※1） の意見を聴かなければならない | 県の審議会（障害者施策推進協議会※1） の意見を聴かなければならない ----- 県の協議会（自立支援協議会※2）の意見 を聴くよう努めなければならない |

※1 以下「施策協」という。 ※2 以下「自立協」という。

2 計画策定の経過

| 年月日 | みやぎ障害者プラン | 宮城県障害福祉計画 |
|--------|--|---|
| R4.11月 | 施策協及び自立協での審議・議論① 「プランの骨子について」 | 施策協及び自立協での報告 「第6期障害福祉計画の進捗状況」 |
| R5.1月 | 施策協及び自立協での審議・議論② 「プランの重点施策について」 | |
| 〃 3月 | 令和4年度「宮城県障害者施策推進基礎調査（アンケート調査）」の実施 | |
| 〃 5月 | | 障害福祉計画に係る国の基本指針改正 |
| 〃 6月 | 施策協及び自立協での審議・議論③ 「プランの各論について」 | 市町村計画担当者会議の開催 |
| 〃 8月 | 主な障害福祉関係団体への意見照会 | 市町村計画における成果目標等の照会 施策協及び自立協での審議・議論① 「計画の構成・目標設定の考え方について」 |
| 〃 11月 | 施策協及び自立協での審議・議論④ 「プラン中間案について」 | 施策協及び自立協での審議・議論② 「計画中間案について」 |
| 〃 12月 | 両計画の中間案に係る県議会保健福祉委員会への報告、パブコメの実施（約1か月） | |
| R6.2月 | 施策協及び自立協での審議・議論⑤ 「プラン最終案について」 | 施策協及び自立協での審議・議論③ 「計画最終案について」 |
| 〃 3月 | 県計画の最終案に係る県議会保健福祉委員会への報告、策定・公表 | |

3 みやぎ障害者プランの構成

| | |
|-------------|---|
| 総論 | 基本理念「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」、計画策定の趣旨・背景、計画期間、対象とする障害のある人の範囲 |
| 障害のある人の現状等 | 障害者手帳所持者数、障害福祉サービス費等の推移、アンケート調査の概要 |
| 重点施策 | (1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 雇用・就労等の促進による経済的自立 (3) 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成 |
| 各論 | (1) 共に生活するために 心のバリアフリーの推進、情報のバリアフリーの推進、誰もが住みやすいまちづくりの推進 (2) いきいきと生活するために 活動・活躍の機会創出と参加促進、多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実、雇用・就労の促進 (3) 安心して生活するために 相談支援体制の拡充、生活安定のための支援、在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備、保健・医療・福祉等の連携促進、防犯・防災対策の充実 |
| プランの推進と進行管理 | プラン策定の経過、障害保健福祉圏域の設定、プラン推進のために（役割分担・進行管理等） |

4 宮城県障害福祉計画の構成

| | |
|-----------------------------|---|
| 基本的事項 | 計画策定の根拠及び趣旨、基本理念、策定の目的、区域の設定、計画期間 など |
| 提供体制の確保に係る目標 | (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 障害児支援の提供体制の整備等 (6) 相談支援体制の充実・強化等 (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |
| 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策 | (1) 障害福祉サービスの実施に関する考え方 (2) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み ①障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み、②その他の活動指標 (3) 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策 |
| 障害者支援施設等の必要入所定員総数 | |
| 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 | |
| 地域生活支援事業等の実施に関する事項 | |

「みやぎ障害者プラン」の概要

1 プランの施策体系

基本理念 **だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり**

| 計画/期間 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | |
|-----------|----------|-----------|----------|----|----|---------|-----|-----|-----|--|
| 国の基本計画 | 第4次 | 第5次計画(5年) | | | | | 第6次 | | | |
| みやぎ障害者プラン | 前プラン(6年) | | 現プラン(6年) | | | | | | 次期 | |
| 県の障害福祉計画 | 第6期(3年) | | 第7期(3年) | | | 第8期(3年) | | | 9期 | |

【次期プランの体系イメージ】 ★:重点施策 ○:理念に基づく施策の方向性

① 共に生活するために

- 心のバリアフリーの推進
- 情報のバリアフリーの推進
- 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

★1 障害を理由とする差別の解消

★3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成

- 相談支援体制の拡充
- 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備
- 保健・医療・福祉の連携促進

② いきいきと生活するために

- 活動・活躍の機会創出
- 多様な教育的コースへの対応
- 雇用・就労の促進

★2 雇用・就労等の促進による経済的自立

- 生活安定のための支援
- 防犯・防災対策の充実

③ 安心して生活するために

3 重点施策②「雇用・就労等の促進による経済的自立」

【現状・課題】

雇用障害者数と民間企業の実雇用率

障害者雇用の更なる拡大(一般就労)

平均工賃月額と工賃総額(就労B)

工賃の向上(福祉的就労)

【施策の方向・主な推進施策】

安定した雇用の確保

関係機関と連携した民間企業への普及啓発・雇用安定化への環境整備、就労の場の創出・確保

職業訓練能力開発

ICTスキルの習得支援、実習受入機会の確保・拡大

就業機会の多様化促進

県による実習受入、農福連携促進、IT関連業務の就業機会の確保

雇用機会の拡大 工賃の向上

受注促進

官民応援組織による継続的受注機会の確保

2 重点施策①「障害を理由とする差別の解消」

【現状・課題】

| 差別解消法の認知 | 差別された経験 |
|--|---|
| <p>障害のある人への理解・関心の不足</p> <p>知っている: 26.7% (県民意識), 37.1% (基礎調査)</p> <p>知らない: 73.3% (県民意識), 62.9% (基礎調査)</p> | <p>ある: 3.2% (県民意識), 20.6% (基礎調査)</p> <p>居合わせた: 76.2% (県民意識), 36.5% (基礎調査)</p> <p>ない: 20.6% (県民意識), 63.5% (基礎調査)</p> |

【施策の方向】

行政等における配慮

普及啓発・広報

関係機関との連携

相談体制の整備

障害等に対する理解・関心の醸成

【主な推進施策】

- 県の対応要領に基づく内部研修、県主催行事への意思疎通支援者派遣、情報アクセシビリティの向上
- 障害関連団体等と連携した普及啓発、県広報媒体等を通じた情報発信、障害者週間等における関連行事の開催、啓発用リーフレットの配布やモデル的な環境整備の横展開を通じた合理的配慮の推進等
- 県の総合相談窓口の設置・運営、市町村等との情報共有・連携
- 宮城県障害者施策推進協議会を核とする関係者の合意形成・紛争防止促進、調整委員会の設置

4 重点施策③「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」

【現状・課題】

グループホーム利用人数

地域生活の場の整備 地域生活の継続

施設入所者の地域移行状況

目標(R5): 113人

実績(R2-4): 52人

R4時点達成率: 46%

医療的ケア児者数

者(人): 301

児(人): 333

【施策の方向・主な推進施策】

身近な地域での利用者本位のサービス提供

グループホーム・地域生活支援拠点等の整備、精神科救急医療の提供、医療的ケア提供体制の整備、「船形の郷」の機能充実、地震等の災害対策・感染症の拡大防止対策等

サービスの質の確保・向上

相談支援体制の充実、事業所指導・情報公表等、障害児支援の充実、発達障害への支援拡充等

安心な地域生活

住まい・支援拠点の整備 セーフティネット構築

介護人材の確保・育成

研修の充実・受講支援、介護人材の多能化・流動化、介護従事者の処遇改善・異業種交流を含めた働きやすい環境づくりの支援

1 提供体制の確保に係る目標(抜粋)

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目 | 目標 | 備考 |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 地域生活移行者数 | 令和5年度～8年度末までの地域生活移行者数を121人とする | 令和4年度末時点の施設入所者数(1,752人)の約7%相当 |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | 目標 |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 | 令和8年度において325.3日以上 |
| 1年以上の長期入院患者数 | 65歳以上:1,793人以下, 65歳未満:635人以下 |
| 精神病床における早期退院率 | 3か月:68.9%以上, 6か月:84.5%以上, 1年:91.0%以上 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

| 項目 | 目標 |
|----------------|-----------------------------|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 令和8年度末までに各市町村(共同設置含む)に1か所以上 |
| 強度行動障害者の支援体制整備 | 令和8年度末までに各市町村又は各圏域に支援体制整備 |

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

| 項目 | 目標 | 備考 |
|-------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 年間一般就労移行者数 | 令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を668人とする | 令和3年度の一般就労移行者数(452人)の約1.48倍 |
| 就労移行率が5割以上の事業所の割合 | 令和8年度末の就労移行率が5割以上の事業所の割合を5割以上とする | 新規目標 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を453人以上とする | 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数(333人)の約1.36倍 |
| 就労定着率が7割以上の事業所の割合 | 令和8年度末の就労移行率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とする | 6期計画等における就労定着率とは定義が異なります |

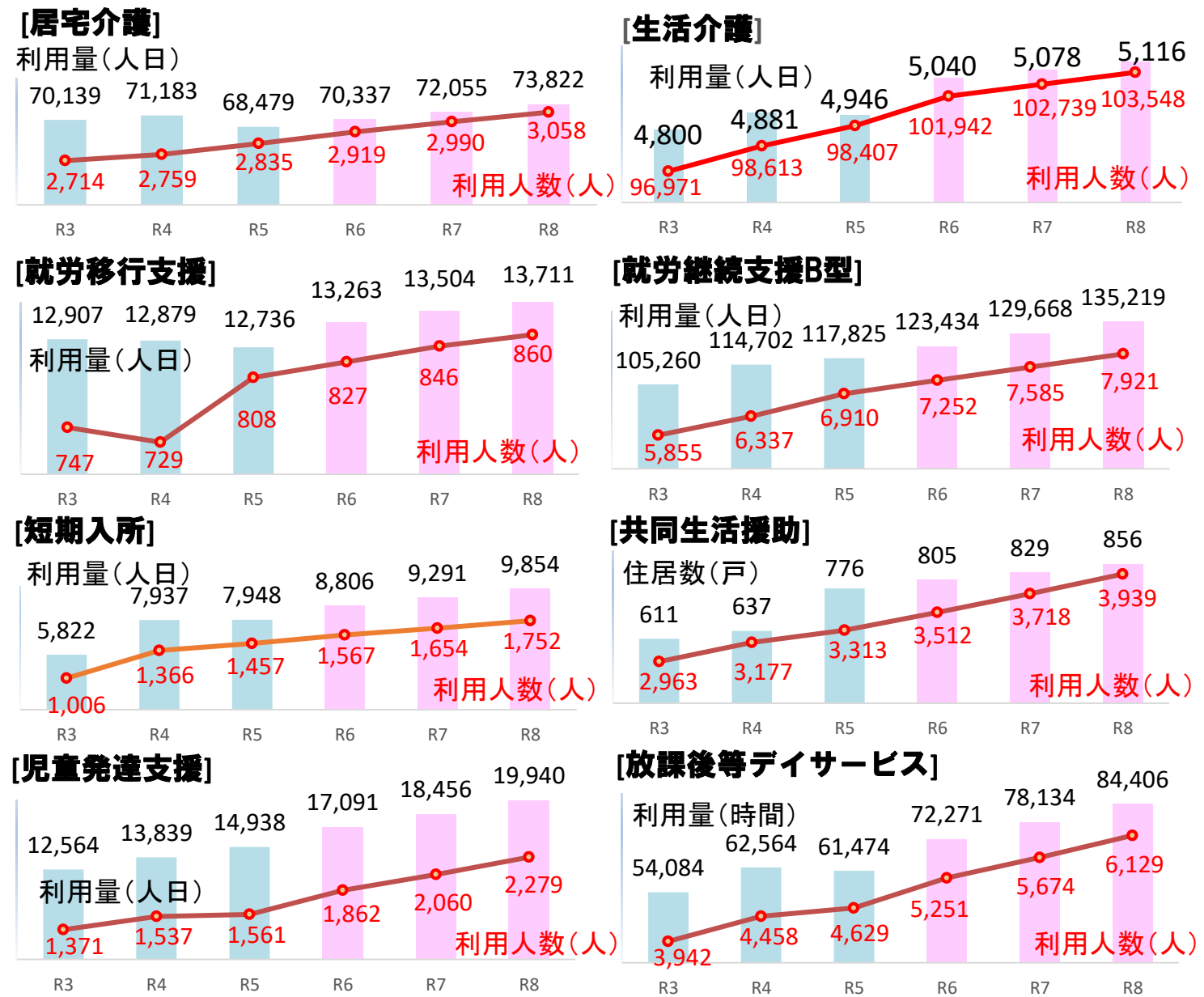
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

| 項目 | 目標 |
|--|--|
| 児童発達支援センターの設置 | 令和8年度末までに各市町村に1か所以上 |
| 難聴児支援のための中核的機能を果たす計画の策定及び体制の確保 | 令和8年度末までに計画を策定。また難聴児支援のための中核的機能について、関係機関との連携体制強化により早期療育に向けた取組を進める。 |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の設置 | 令和8年度末までに各市町村(又は圏域)に1か所以上 |
| 医療的ケア児に関する圏域・市町村・県ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場及びコーディネーターの設置 | 令和8年度末までに圏域・市町村・県ごとにそれぞれ協議の場を設置及びコーディネーターを配置する。 |
| 移行調整の協議の場の設置 | 令和8年度末までに仙台市と連携し移行調整に係る協議の場を共同設置する。 |

(6) 相談支援体制の充実・強化等

| 項目 | 目標 |
|-----------------------------------|---|
| 基幹相談支援センター設置 | 令和8年度末までに各市町村に設置 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 | 令和8年度末までに協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。 |

2 支援の種類ごとの見込量等 (抜粋) (利用量は1か月当たりの値)



3 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置 (抜粋)

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| サービスに従事する人材の確保・育成 | サービスの質の向上等に関する研修の実施と受講支援 |
| サービス事業者の評価等 | 第三者評価制度・情報公表制度(H30年度～)の普及啓発 |
| 意思決定支援の促進 | 国のガイドラインに基づいた研修の実施, ガイドラインの普及 |
| 芸術文化活動支援 | 障害者週間に合わせた関連行事の開催等 |
| 障害を理由とする差別の解消 | 「みやぎ障害者プラン」における重点施策 |
| 利用者の安全確保に向けた取組 | 「みやぎ障害者プラン」における防犯・防災対策 |

青少年健全育成の取組について

青少年の健全な育成を支援する社会環境を形成し、健全な育成を阻害する要因から青少年を保護するため、下記取組を行っている。

1 青少年健全育成条例による規制

【事業概要】

青少年健全育成条例において、有害図書類の指定や、興行場等への深夜入場の禁止等の規制を行っている。

有害図書の指定については、宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会育成部会に諮問して個々に有害性や指定の必要性を判断の上、有害図書類として指定しているものである。

また、青少年を犯罪や有害環境から守るための取組として、県内全域において青少年を取り巻く有害な環境を調査し、青少年健全育成条例の周知徹底と関係業界に対する助言指導を行っている。

【有害図書類指定の推移】

| 指定事由の区分等 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 指 定 総 数 | 39 | 40 | 30 |
| うち著しく性的感情を刺激 | 38 | 40 | 30 |
| うち甚だしく残忍性を有する | 2 | 1 | 0 |
| うち著しく自殺、犯罪を誘発 | 10 | 15 | 21 |

※ 内数は、複数計上あり。

2 青少年のインターネット安全利用推進

【事業概要】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がネットトラブルに巻き込まれるリスクが増大していることから、青少年や保護者の知識や意識向上等を目的に、インターネット安全利用啓発リーフレットの配布、出前講座等を実施している。

(1) 啓発リーフレットの配布

インターネット上のトラブル・犯罪に巻き込まれないために、スマートフォン等の適切な利用方法を学ぶ啓発リーフレットを作成し、県内全小学6年生に配布する。

インターネットの利用年齢の低年齢化を踏まえ、令和6年度は小学6年生に加え低学年向けのリーフレットも作成し、県内全小学1年生に配布予定。

(2) 出前講座の実施

青少年健全育成関係団体や各学校等からの要望に応じて、インターネット安全利用に係る出前講座を実施するもの。青少年が巻き込まれやすいネットトラブルの事例や、それを防ぐためのフィルタリング等について説明を行っている。

<実施件数の推移>

(件)

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|
| 6 | 12 | 23 |